

令和5年2月17日 開会

令和5年2月17日 閉会

令和5年2月（第1回）

宇部・山陽小野田消防組合議会定例会会議録

宇部・山陽小野田消防組合議会

目 次

議事日程	1
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	3
開 会	4
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
議案第1号について	7
議案第2号について	11
議案第3号から第4号までについて	14
議案第5号について	15
議案第6号について	16
議案第7号から第12号までについて	17
議案第13号から第15号までについて	19
議案第16号から第17号までについて	21
議案第18号について	22
報告第1号から第2号までについて	23
閉 会	25
署 名	27

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号について（上程、提案理由の説明、質疑・討論・表決）
議案第1号 令和5年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計予算
- 第4 議案第2号について（上程、提案理由の説明、質疑・討論・表決）
議案第2号 令和4年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計補正予算（第5回）
- 第5 議案第3号から第4号までについて（上程、提案理由の説明、質疑・討論・表決）
議案第3号 宇部・山陽小野田消防組合個人情報保護法施行条例制定の件
議案第4号 宇部・山陽小野田消防組合個人情報保護対策審議会条例制定の件
- 第6 議案第5号について（上程、提案理由の説明、質疑・討論・表決）
議案第5号 宇部・山陽小野田消防組合議会の個人情報の保護に関する条例制定の件
- 第7 議案第6号について（上程、提案理由の説明、質疑・討論・表決）
議案第6号 宇部・山陽小野田消防組合職員の分限に関する特例を定める条例制定の件
- 第8 議案第7号から第12号までについて（上程、提案理由の説明、質疑・討論・表決）
議案第7号 宇部・山陽小野田消防組合職員の定年等に関する条例中一部改正の件
議案第8号 宇部・山陽小野田消防組合消防職員定数条例中一部改正の件
議案第9号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
議案第10号 宇部・山陽小野田消防組合職員の分限の方法及び効果に関する条例中一部改正の件
議案第11号 宇部・山陽小野田消防組合職員の給与に関する条例中一部改正の件
議案第12号 宇部・山陽小野田消防組合職員の退職手当に関する条例中一部改正の件
- 第9 議案第13号から第15号までについて（上程、提案理由の説明、質疑・討論・表決）
議案第13号 宇部市公平委員会の共同設置の廃止に関する協議について
議案第14号 宇部・山陽小野田消防組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例中一部改正の件
議案第15号 宇部・山陽小野田消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例中一部改正の件
- 第10 議案第16号から第17号までについて（上程、提案理由の説明、質疑・討論・表決）
議案第16号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
議案第17号 山口県市町総合事務組合の財産処分について

第11 議案第18号について（上程、提案理由の説明、質疑・討論・表決）

議案第18号 宇部・山陽小野田消防組合消防本部及び消防署設置条例中一部改正の件

第12 報告第1号から第2号までについて（上程、提案理由の説明、質疑・討論・表決）

報告第1号 専決処分を報告し、承認を求める件（令和4年度宇部・山陽小野田消防組合
一般会計補正予算（第4回））

報告第2号 専決処分を報告し、承認を求める件（宇部・山陽小野田消防組合職員の給与
に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第5号））

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（9名）

1番	岩村誠君	2番	兼広三朗君
3番	長谷川耕二君	4番	藤井岳志君
5番	古豊和恵君	6番	前田浩司君
7番	山下則芳君	8番	山田伸幸君
9番	笠井泰孝君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

管理者	篠崎圭二君	副管理者	藤田剛二君
監査委員	廣中昭久君	会計管理者	古谷栄識君
消防局消防長	石部隆君	消防局次長	内田貢君
消防局参事	床本晋二君	消防局参事	中村淳二君
消防局参事	橋本俊昭君	消防局総務課長	藤井信輔君
消防局情報財政課長	梶山隆裕君	消防局警防課長	弓立宏二君
消防局予防課長	榎原英樹君	消防局通信指令課長	西村隆文君
宇部西消防署長	竹内伸君	山陽消防署長	中尾勝彦君

事務局職員出席者

消防局総務課副課長 内田陽二君 消防局総務課係長 原田高宏君

午前10時00分開会

○**笠井議長** みなさんおはようございます。これより令和5年2月（第1回）宇部・山陽小野田消防組合議会定例会を開会いたします。

○**笠井議長** 直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

○**笠井議長** この際、事務局から諸般の報告をさせます。

○**事務局** 事務局から報告いたします。

本日の出席議員数は9名でございます。

次に、本定例会の付議事件について申し上げます。本日付けをもちまして、管理者から令和5年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計予算のほか18件の議案等の提出がありました。

また、本日付けをもちまして、古豊議員提出、山下議員賛成の宇部・山陽小野田消防組合議会の個人情報保護に関する条例制定の件について議案の提出がありました。

次に、一般質問については、発言通告書の提出はありませんでした。

次に、監査委員の議会に対する報告について申し上げます。お手元に配布のとおり、令和5年1月24日付けを持ちまして、例月出納検査の結果に関する報告、同年2月10日付けを持ちまして、定期監査の結果に関する報告がありました。

以上で報告を終わります。

○**笠井議長** 以上で諸般の報告は終わりました。

○**笠井議長** 日程に先立ち、篠崎管理者から発言したい旨の申し出がありますので、登壇、発言を許します。篠崎管理者。

（篠崎管理者 登壇）

○**篠崎管理者** 皆様、おはようございます。ただいま、お許しをいただきましたので、宇部・山陽小野田消防組合議会の開会に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和5年2月（第1回）宇部・山陽小野田消防組合議会定例会を招集いたしましたところ、組合議員の皆様には御多用の中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

本定例会には、議案17件、報告2件を上程させていただいており、その中に令和5年度当初予算案もございますので、後ほど御審議のほどよろしく願いいたします。

さて、本消防組合は平成24年4月1日に発足し12年目を迎えます。これまでの間、管内住民の生命と財産を守り、安心安全を確保するため、「消防体制の運用強化」、「消防施設の充実強化」、「危機管理体制の連携強化」を目指して取り組んでまいりました。

近年、管内において未曾有の大規模災害は発生しておりませんが、過去の甚大な被害を及ぼした自然災害の教訓を生かし、決して尊い人命を失ってはならないという思いを強く持ち、備えを怠らなければならぬと考えています。

令和2年初頭から国内に感染が拡大していった新型コロナウイルス感染症は、医療現場にも多大な影響を与えています。本消防組合としては、医療機関や構成市と連携を図り、コロナ禍

やポストコロナ社会となっても救急現場に支障が生じないよう万全の体制に努めているところです。

さらに、ロシアのウクライナ侵攻を起因とする社会経済の変化と物価上昇に対応して、計画的な消防資機材の確保にも注力させていただいたところでもあります。

また、本消防組合におきましては、職場環境の改善に向けて、継続的な取り組みを実施しているところであり、令和4年度には、風通しの良い職場環境づくり研修の実施や職場環境改善検討委員会の設置、職場環境改善に係るアンケート調査、3か月ごとのセルフチェックを実施しております。相談窓口については、管理者ホットラインをはじめ、担当参事専用の相談受付アドレスの開設や弁護士相談、職場内の相談体制など職員に情報提供しているところです。

特に、ハラスメントに関しては、消防長によるハラスメント防止宣言の発出や毎年1月をハラスメント防止強化月間と位置づけ、消防長がすべての消防署及び出張所に出向き、職員に対してハラスメント防止に関する訓示を行っています。

令和5年度におきましては、これらの取組を継続的に実施するとともに、内容の拡充に努めてまいります。今後も、藤田副管理者と力を合わせまして、職員一人ひとりが方向性を同じくし、互いに信頼関係で結ばれる風通しの良い、働きやすい職場づくりに、職員一丸となって取り組んでまいります。組合議員の皆様におかれましては、深い御理解と御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは引き続き、石部消防長に行政報告をさせますので、どうぞよろしく申し上げます。

○**笠井議長** 石部消防長の登壇、発言を許します。

(石部消防長 登壇)

○**石部消防長** それでは、行政報告を行います。

まず、令和4年の本消防組合管内の災害発生状況について報告いたします。

119番通報の処理件数は17,333件で、令和3年と比較すると1,282件増加しています。火災件数は80件で、令和3年と比較すると21件増加しています。構成市別では、宇部市が59件、山陽小野田市が21件です。

なお、80件のうち建物火災は38件です。火災による死者は1人で、負傷者は11人となっています。

救急件数は、10,896件で、令和3年と比較すると1,337件増加しています。構成市別では、宇部市が7,835件、山陽小野田市が3,061件です。ドクターカーの出動件数は、195件で、そのうち医師・看護師と連携し救命活動を実施した事案は89件となっています。

救助件数は74件で、47人を救助しており、交通事故の42件が最も多い出動となっています。

幸いにも、本消防組合管内では大きな災害は発生していませんが、7月の継続的な大雨により山陽小野田市の「大正川」が氾濫し、床上浸水等の被害をもたらしました。

次に、予防業務においては、令和3年12月に大阪市北区の雑居ビルで発生した火災に関連して、管内の特定一階段等防火対象物の立入検査を実施したほか、新型コロナウイルス感染症の感

染防止対策に留意しつつ、火災の危険性が高い建物を中心に立入検査を行い、消防用設備等の点検報告を定期的実施する等、関係者に火災予防対策を行うよう指導しました。重大違反公表対象物については、令和3年の1件の是正完了後、令和4年においては新たな公表対象物は発生しておりません。なお、本制度を開始した平成30年度からの累計公表対象物は14件となっております。

救急業務体制の強化については、宇部・山陽小野田・美祢・萩地域MC協議会が主催する「救急救命スキルアップセミナー」を開催し、職員の専門的知識の習得や対応力の向上を図るとともに、病院前救護の問題点などについてディスカッションして情報共有を行いました。

さらに、多数の定年退職者に伴う組織の若年化による警防技術の低下を防ぐ対策の一環として、災害現場における安全に対する理解と認識を深め、消防活動の習得を図り、指導者となる職員の指導能力と安全管理能力の向上、並びに技術・知識の伝承を目的とした警防技術練成会を実施し、警防業務体制の強化を図りました。

高機能消防指令センターにおいては、火災や救急事案の発生時に、被害の軽減や傷病者の適切な搬送を行うため、住民のほか、危険物施設及び特定防火対象物に対し119番通報要領の普及啓発を行いました。また、音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者の方々が、簡単な操作で素早く119番通報を行うことができるNet119緊急通報システムの利用者促進を行いました。

本消防組合イントラネットについてですが、これまでは両構成市のネットワークの一部を利用し運用してきましたが、当該インフラの老朽化や宇部市役所庁舎の建替えに伴うネットワークの安全性、信頼性を確保する理由から、消防組合単独で災害に強いイントラネット網を再構築しました。

最後に、本消防組合における重要事業として「職場環境改善」に取り組んでいることは御承知とは存じますが、これまでの経過概要について御説明します。令和元年度は初年度ということで、職場環境改善支援業務として専門業者と外部委託契約を締結し、組織体制、組織風土、マネジメント体制、業務内容等に関することについて職員アンケート調査や集団面接、個人面接を実施し、その結果を踏まえ「職員意識分析レポート」を策定しました。もちろん、これに加えて職員研修や相談窓口の開設なども講じたところです。令和2年度には令和元年度に策定された職員意識分析レポートを基にアクションプランが示されましたので、優先順位が高いとされるものから対策を講じてまいりました。また、消防職に沿った人事評価制度の見直しを図り、令和3年4月から運用を開始しました。令和3年度には宇部市から職場環境改善に特化した担当職員の派遣を受け、関係業務の適切な運用と進捗管理の徹底を図ったところです。また、これまでの取り組みに加え、自分たちの職場で発生する問題点などを自らが改善していくために、各所属から職員を選出して「職場環境改善検討委員会」を設置するとともに、組織体制の見直しとして係の統廃合による課の新設（情報財政課）と、人員の効率的運用を目的として三部制を廃止し人員体制の見直しも図りました。令和4年度には、職員が信頼関係で結ばれる組織へ向けた仕組みを構築するために組織のガバナンスの強化、旧態依然から改善志向へ転換す

るために職員の意識を改革し、組織としての信頼の回復と職員間における意思の疎通を図るため、適切な時期に同一の内容の情報を職員へ発信するよう努めてまいりました。更には、令和3年度に設置した「職場環境改善検討委員会」について、委員から提出された業務改善に関する提案などを、委員自らが調査研究し結果を発表するなど、提案型の運営方法に改めました。令和5年度については、セルフチェックなど、これまでの取り組みを継続して実施するとともに、新たに相談窓口にWEB方式を導入するなど内容の拡充に努めてまいります。

今後、住民とともに防災・減災対策がとれる文化的風土を育み、住民、地域、消防がお互いに補完し合う体制を構築してまいります。

以上で行政報告を終わります。

○笠井議長 以上で管理者の発言は終わりました。

日程第1 会議録署名議員の指名

○笠井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において岩村誠議員、兼広三朗議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○笠井議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日17日の1日のみとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日のみと決定いたしました。

日程第3 議案第1号について

○笠井議長 次に、日程第3、議案第1号令和5年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計予算を議題といたします。

本件に関し管理者から提案理由の説明を求めます。篠崎管理者。

(篠崎管理者 登壇)

○篠崎管理者 それでは、議案の提案理由について御説明いたします。

議案第1号令和5年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計予算についてです。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ32億4,225万8,000円と定めるもので、令和4年度当初予算と比較しますと、1億6,789万7,000円の増額となっています。

歳出については、議会費35万4,000円、総務費2,618万8,000円、消防費30億8,551万2,000円、公債費1億2,620万4,000円、予備費400万円、歳入については、分担金及び負担金29億7,102万9,000円、使用料及び手数料1,930万3,000円、県支出金1億109万円、財産収入5万円、繰越金100万円、諸

収入528万6,000円、組合債1億4,450万円となっています。

詳細につきましては、石部消防長に説明させますので御審議のほどよろしく申し上げます。

○笠井議長 石部消防長。

○石部消防長 それでは議案第1号の詳細について説明いたします。

まず、予算の概要につきましては篠崎管理者の説明のとおり、款・項の区分ごとの金額は、2ページの第1表、地方債については4ページの第2表のとおりです。

それでは、歳出から説明しますので14ページ、15ページをお開きください。

1款議会費は、35万4,000円を計上しており、主なものは、15ページの議員報酬です。

次に、2款総務費は1項総務管理費と16ページの2項監査委員費の合計2,618万8,000円を計上しており、総務管理費の主なものは15ページの12節委託料464万8,000円及び18節負担金補助及び交付金1,714万9,000円で、委託料については検診委託料、負担金補助及び交付金は、組合派遣職員給与費負担金です。監査委員費の主なものは17ページの18節負担金補助及び交付金の監査事務負担金323万1,000円です。

次に、3款消防費は常備消防費27億1,643万5,000円、消防施設費3億6,907万7,000円の合計30億8,551万2,000円を計上しています。常備消防費の主なものは、17ページの2節給料11億9,549万1,000円、3節職員手当等8億7,434万1,000円、19ページの4節共済費4億2,444万1,000円などのいわゆる「人件費」となっています。その他は、19ページの10節需用費8,575万3,000円、21ページの12節委託料7,139万4,000円となっています。消防施設費の主なものは25ページの12節委託料として、機械等保守点検委託料4,290万円、消防指令センター更新支援委託料1,500万円、14節工事請負費として消防庁舎等整備工事8,471万8,000円、17節備品購入費として消防用ホースなど事業用器具費を1,362万9,000円、高規格救急自動車など特殊車両5台の更新で1億8,320万円を計上しています。消防施設費の詳細につきましては資料末尾に添付しております一般会計予算参考資料を御参照ください。

次に、24ページの4款公債費は組合債元金償還金1億2,594万円、長期債利子及び一時借入金利子26万4,000円の合計1億2,620万4,000円を計上しています。

次に、5款予備費は令和4年度と同額の400万円を計上しています。

続いて、歳入について説明いたします。8ページ、9ページにお戻りください。

1款分担金及び負担金は29億7,102万9,000円を計上しており、そのうち1項分担金については9ページのとおり、経常的経費の分担金として宇部市分担金17億9,546万1,000円、山陽小野田市分担金9億801万3,000円で、これは、各特定財源、一般財源を差し引いたものに令和4年度における基準財政需要額比率である66.3%と33.7%の負担割合を乗じたものです。投資的経費の分担金は宇部市特別分担金1億5,663万8,000円、山陽小野田市特別分担金9,304万3,000円となっています。2項負担金は、職員派遣給与費負担金1,787万4,000円を計上しています。

次に、2款使用料及び手数料は消防手数料1,930万3,000円で、主なものは9ページ

の危険物関係手数料1,909万3,000円となっています。

次に、3款県支出金は、特殊車両の購入の財源として石油貯蔵施設立地対策事業費補助金1億109万円を計上しています。

10ページに移りまして、4款財産収入は不用物品売払収入として5万円を計上しています。

次に、5款繰越金は令和4年度決算における歳計剰余繰越金として、100万円を計上しています。

次に、6款諸収入は1項組合預金利子と2項雑入の合計528万6,000円を計上しています。主なものは、11ページの消防救急体制整備費補助金219万2,000円となっています。

次に、7款組合債は高規格救急自動車、消防庁舎等整備工事に伴う消防施設整備事業債として1億4,450万円を計上しております。

なお、26ページから給与費明細書、32ページに債務負担行為に関する調書、33ページに組合債に関する調書を添付しておりますので御参照ください。

以上で説明を終わります。

○**笠井議長** 以上で管理者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。岩村議員。

○**岩村議員** それでは3点ほど、予算のことで教えていただきたいことがありますので質問させていただきます。

予算書のほうで19ページの中ほどに需用費というところがあります。その一番上のところに追録代ということで6万9,000円が計上されています。これは令和4年度の予算では14万6,000円と、令和3年度の決算では18万372円となっています。金額に違いがあるのですが、これはどういったものなのかと、今回の6万9,000円というのは、どういう内容で計上されたのかお尋ねいたします。

○**笠井議長** 内田次長。

○**内田次長** ただ今の御質問、19ページの追録代について回答申し上げます。

業務に必要な法的な解釈など加除式の図書を利用して確認をしております。法令改正があった場合には、出版業者が加除を行って最新の情報に整理をしていますが、その年度によって法令改正の有無とか内容によって加除する量が若干異なりますので、金額に差が発生いたします。令和5年度の当初予算につきましては、これまで利用していた図書のうち、危険物に係る法令改正時の解説、質疑応答などを、インターネットで検索できるサービスを利用することに変更しましたので、追録の費用を7万7,000円減額しております。なお、本サービスを利用するために、予算書の23ページ使用料及び賃借料のソフトライセンス使用料291万2,000円とありますが、この中に本サービスの使用料17万9,000円が含まれるということになっています。

○**岩村議員** 分かりました。我々、議員側もそのような図書を持っています。そういうものだと良く分かりました。

次に、21ページの下のほうに使用料及び賃借料ということで、計上されていないものを問うのはどうかと思いましたが、予算に必要ではないかという観点から質問します。機械借上料とい

うのが令和4年度の予算では95万7,000円、令和3年度の決算では144万1,552円が計上されています。令和2年度の決算でも同じ金額が計上されています。令和5年度の予算書では、機械借上料が計上されていないのですが、必要なものではないのかと、どういうものなのかをお尋ねします。

○内田次長 ただ今の御質問、21ページの機械借上料が、この度計上されていないことの原因についてですが、これは平成29年11月に各庁舎に防犯カメラを設置しまして、その契約が令和4年10月で満了となるため、これまでの費用、効果などを考慮して検討いたしました。各庁舎の車庫の前面に出動監視カメラを設置しており、そのモニターが消防指令センターに設置されており確認及び録画ができるということと、その他の出入口に全て施錠できる整備をいたしまして、この管理を徹底しようということで防犯カメラの継続契約を取りやめましたので、この度計上していないという理由でございます。

○岩村議員 分かりました。結構な経費が今までかかっている、期限が満了したということ、今言われたような取組をされているということですが、その取組が今までは予算計上されていたのですが、全てが無くなったという訳でなく、少しは経費がかかっているのかどうか分かりますか。

○内田次長 先ほど御説明いたしました各庁舎の出動監視カメラは、出動指令後、消防車等が速やかに出動するのを確認するために設置しておりまして、これは消防指令センター側の経費で運用していますので、従前と経費は変わりません。それから、その他の出入口の施錠ということで、若干消耗品費がでましたが、特に高額な費用は発生しておりません。

○岩村議員 大きな費用をかけなくてもやっていけるということ、しっかりやられているなど思いました。引き続きよろしくお願ひします。

そして最後ですが、23ページの負担金補助及び交付金の一番下に、広島県消防学校負担金というのがあります。これは、令和4年度の予算でも12万円ほど計上されておりました。令和2年度決算にはなく、令和3年度の決算にもなく、令和4年度から計上され、令和5年度も13万6,000円が計上されていますが、これは、どういうものなのかということと理由をお尋ねします。

○内田次長 ただ今の23ページの広島県消防学校負担金について御説明いたします。本消防組合に採用した職員の中に、他県で消防吏員として勤務していた現職という者がおります。その職員が消防組織法で定める救急教育を受けていない者がいますので、救急業務に従事することができなくなっております。本消防組合管内には出張所もありまして、消防隊と救急隊を兼務しながら活動していますので、救急教育を受けさせる必要があります。救急教育は250時間のカリキュラムが組まれており、広島県消防学校で救急科として実施されているため、そこへ入校させるということです。なお、山口県消防学校があるのですが、当該学校では新任者の基本的な教育の中に火災を始めとして救助、救急も含まれた総合的な教育を約7か月間、計1050時間で実施していますが、救急教育はその7か月間で割り振っており、一定した期間で救急科というのがありません。したがって、山口県消防学校から広島県消防学校を紹介して

いただいて、そこへ入校させています。その入校について、令和4年度に1人、令和5年度に1人対象者がいるということでございます。

○岩村議員 よく分かりました。以上で終わります。

○笠井議長 ほかにありませんか。

○山田議員 先ほど、特殊車両の購入ということで説明がありました。今、車両というのは価格が半年単位で上昇してくる状況で、製造がなかなか追いつかない、部品の不足等いろいろありまして、通常車両を購入する場合でも相当苦勞するのですが、今回計上しています5台分の車両については、この金額が今後の物価上昇を含んだものなのか、それとも新たに追加が必要なことを考慮しているのか、その点いかがでしょうか。

○内田次長 ただ今の備品購入費、特殊車両の扱いについてでございます。令和5年度は5台の車両購入を予定しておりますけれども、事前にメーカー及び取扱業者に金額的なもの、それから納入時期等を確認をしまして、予算計上したものでございます。

○笠井議長 今の質問は、今後、考えることがあるかということです。

○内田次長 大変失礼いたしました。先ほど申し上げたとおり、そのあたりのことも全て業者に確認をして、物価上昇率等も踏まえた上での予算計上ですので、今のところ、我々としては大丈夫というふうに踏んでいるところでございます。

○笠井議長 ほかに質問はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて質疑を終結いたします。

これより討論・表決に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○笠井議長 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号について

○笠井議長 日程第4、議案第2号令和4年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計補正予算（第5回）を議題といたします。

本件に関し、管理者から提案理由の説明を求めます。篠崎管理者。

(篠崎管理者 登壇)

○篠崎管理者 次に、議案第2号令和4年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計補正予算（第5回）についてです。

これは、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,743万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ31億4,625万9,000円とするものです。

歳出については、総務費、消防費、公債費を補正し、歳入については、分担金及び負担金、使用料及び手数料、繰越金、諸収入、組合債を補正するものです。

詳細につきましては、石部消防長に説明させますので御審議のほどよろしく申し上げます。

○笠井議長 石部消防長。

○石部消防長 それでは議案第2号の詳細について説明をいたします。

予算の概要につきましては篠崎管理者の説明のとおり、歳入歳出予算の款・項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は2ページの第1表、地方債補正の変更については4ページの第2表のとおりでございます。

それでは、事項別明細書により歳出から説明いたしますので12ページ、13ページをお開きください。

2款総務費は、一般管理費を5,006万5,000円追加、監査委員費を3万8,000円追加するものです。一般管理費の主なものは、13ページのとおり負担金補助及び交付金を5,101万円追加するもので、主な内容としては、組合派遣職員給与費負担金5,103万3,000円を追加するものです。監査委員費については、負担金の精算により追加するものです。

次に、3款消防費は、12ページの常備消防費を1,063万3,000円減額、16ページの消防施設費を202万2,000円減額し、消防費全体として12ページの合計欄のとおり1,265万5,000円減額するものです。常備消防費のうち13ページの給料、職員手当等、共済費等については、支給実績により各節において追加又は減額し補正するものです。消防施設費は17ページのとおり12節委託料、17節備品購入費については入札執行後の契約額に基づき減額するものです。

次に、16ページの4款公債費は、令和3年度に借入れた消防債に係る長期債利子が確定したことにより減額するものです。

続いて、歳入について説明いたします。8ページ及び9ページにお戻りください。

1款分担金及び負担金は、2,790万1,000円追加するもので、分担金は9ページのとおり経常的経費の分担金については宇部市分担金を1,687万2,000円、山陽小野田市分担金を1,256万4,000円で、これは経常的経費の精算減額と組合派遣職員給与費負担金追加による差額をそれぞれ補正するものです。

次に、投資的経費の分担金については宇部市特別分担金を101万2,000円、山陽小野田市特別分担金を82万3,000円、それぞれ減額するもので、これは歳入歳出の増減に伴い分担金を精算するものです。負担金は職員派遣給与費負担金を30万円追加するもので、これは消防組合から山口県へ派遣している職員の人件費を精算するものです。

次に、2款使用料及び手数料は、1,192万円を減額するもので、これは危険物関係手数料を減額するものです。

次に、4款繰越金は、2,283万2,000円を追加するもので、これは令和3年度決算に伴う歳計剰余繰越金です。

次に、10ページの5款諸収入は、117万8,000円を減額するもので、組合預金利子は11ページのとおり9,000円追加、雑入は118万7,000円減額するもので、主なものとしては、高速道路救急支弁金収入143万8,000円の減額です。

次に、6款組合債は20万円を減額するもので、これは高規格救急自動車の入札結果に基づき消防施設整備事業債を減額するものです。

なお、18ページから組合債に関する調書及び給与費明細書を添付していますので御参照ください。

以上で説明を終わります。

○笠井議長 以上で管理者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。岩村議員。

○岩村議員 11ページのその他雑入、金額としては3万2,000円ということでプラスになっており、その中で水道料収入というのがありますが、当初予算書の自動販売機電気水道料収入と同じものなのか、それとは別で水道料収入があったのか、内容としてはどういうものなのか教えていただきたいということと、不用物品売払収入というのがありますが、これも当初予算書では計上されていないので内容を教えていただけたらと思います。

○内田次長 11ページのその他の雑入3万2,000円の内訳について説明させていただきます。まず、水道料収入4,000円ですが、これは自動販売機の水道料ではなく、今、消防局、宇部中央消防署で庁舎改修工事を行っております。その業者が水道を使用されますので、その水道料がこちらに入ったのと、埴生出張所の建替えに伴うものも、この中に入っているということになります。不用物品売払収入ですが、消防ホースとかヘルメットとかの消防用資機材が老朽化や破損します。当然、産業廃棄物ですから、そういった物を整理していく中で、この度は、車両点検用のコンプレッサーが老朽、故障ということで、これを売り払いましたので、ここに2万8,000円を計上しているということになります。

○岩村議員 壊れた物を売り払ったということで、資源、鉄筋として売り払ったかたちですか。それとも、まだ使用できるものを中古品として売り払ったかたちですか。そこだけ確認させてください。

○内田次長 この度は、再利用とかではなく金属屑といった種類で売り払いをしております。

○笠井議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、表決に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○笠井議長 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号から第4号までについて

○笠井議長 次に、日程第5、議案第3号から第4号までを一括議題とします。

本件に関し、管理者から提案理由の説明を求めます。篠崎管理者。

(篠崎管理者 登壇)

○篠崎管理者 それでは、議案第3号から議案第4号までの提案理由について説明します。

まず、議案第3号宇部・山陽小野田消防組合個人情報保護法施行条例制定の件についてです。

これは、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、国及び地方公共団体の個人情報保護制度が同法に一元化され、全国的な共通ルールとして法が直接適用されることとなるため、宇部・山陽小野田消防組合個人情報の保護に関する条例を廃止し、条例で定めることが許容される事項等を定めるものです。施行日は令和5年4月1日となります。

次に、議案第4号宇部・山陽小野田消防組合個人情報保護対策審議会条例制定の件についてです。これは、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、個人情報保護対策審議会に関する事項を定めるものです。施行日は令和5年4月1日となります。

以上で説明を終わります。

○笠井議長 以上で管理者からの提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。議案第3号から第4号までを一括議題とします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、表決に入ります。まず、議案第3号宇部・山陽小野田消防組合個人情報保護法施行条例制定の件を議題とします。討論はありませんか。藤井議員。

○藤井議員 議案第3号宇部・山陽小野田消防組合個人情報保護法施行条例制定の件、そして、第4号、第5号についても同様の理由で反対の討論を行いたいと思います。

現行の個人情報保護法制では、個人情報の取扱いにあたって利用目的をできる限り特定し、第三者提供は予め本人の同意を受けること、これを原則としています。収集した個人情報は、本人の同意を得ずに当初とは異なる目的のために流用したり、無断で第三者に提供したり、必要以上に大量の個人情報を収集したりすることは違法とされます。一定の規制が設けられています。

ところが、2015年、2016年には、匿名加工情報、非識別加工情報の制度が設けられました。この非識別加工情報制度では、情報提供の本人同意が必要ないばかりか、提供された事実を本人に通知するという責任も義務もありません。自分の情報が個人情報ファイルに記載され、提供の対象となっていることを本人が知らず、私の情報を提供対象から外してほしいと要求しても、提案募集において、本人から自らの個人情報の利用の停止や削除について請求できる規定は

ないと、当時のデジタル改革担当大臣が認めているところです。これは、いくら特定の個人を識別できないように加工したものであったとしても、いっそ言い訳したところで、プライバシーに関わる情報を本人が知らぬ間に、行政から民間へデータ提供するのが、この非識別加工情報制度です。現在、地方公共団体で、これに対応するように条例の改正が行われていますが、これによって地方公共団体は、匿名加工制度の創設によって、民間への情報提供の際に、匿名管理先を外部委託することも可能です。また、膨大で詳細な加工前の個人情報、委託先の外部法人にわたるといった可能性もはらんでいます。本人の同意を得ないままに外部にわたった情報が漏えいしたとすれば、住民の行政への信頼を失いかねない、そういう大きな危険をはらんだ議案であると指摘をします。

以上、指摘をして、議案第3号、4号、5号に関連して反対の討論を終わります。

○笠井議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○笠井議長 起立多数であります。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○笠井議長 次に、議案第4号宇部・山陽小野田消防組合個人情報保護対策審議会条例制定の件を議題とします。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○笠井議長 起立多数であります。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号について

○笠井議長 次に、日程第6、議案第5号宇部・山陽小野田消防組合議会の個人情報の保護に関する条例制定の件を議題とします。

本件に関し、提出者から提案理由の説明を求めます。古豊議員。

(古豊議員 登壇)

○古豊議員 それでは、議案第5号宇部・山陽小野田消防組合議会の個人情報の保護に関する条例制定の件について提案理由を申し上げます。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の規定が地方公共団体の執行機関には、直接適用されることとなりますが、議会は同法の適用対象外とされ、国会や裁判所と同様に議会における個人情報の取扱いは法形式や規律の内容も含め、その自立的な対応に委ねることとされまし

た。このため宇部・山陽小野田消防組合議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるため、宇部・山陽小野田消防組合議会の個人情報の保護に関する条例を制定するものです。

以上が提案理由となります。よろしく御審議くださるようお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○笠井議長 以上で提出者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて質疑を終結いたします。

これより討論・表決に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○笠井議長 起立多数であります。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号について

○笠井議長 次に、日程第7、議案第6号宇部・山陽小野田消防組合職員の分限に関する特例を定める条例制定の件を議題とします。

本件に関し、管理者から提案理由の説明を求めます。篠崎管理者。

(篠崎管理者 登壇)

○篠崎管理者 それでは、議案第6号宇部・山陽小野田消防組合職員の分限に関する特例を定める条例制定の件について、提案理由を説明いたします。

これは、職員が過失により起こした事故について、その情状を考慮し失職が厳しすぎると認められる場合に限り、失職しない旨の特例条例を制定するものであります。施行日は、公布の日からとなります。

以上で説明を終わります。

○笠井議長 以上で管理者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて質疑を終結いたします。

これより討論・表決に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求

めます。

(賛成者起立)

○笠井議長 起立全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○笠井議長 この際、換気のため暫時休憩いたします。再開は11時05分といたします。

————午前11時00分休憩————

————午前11時05分再開————

○笠井議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第7号から第12号までについて

○笠井議長 次に、日程第8、議案第7号から第12号までを一括議題とします。

本件に関し、管理者から提案理由の説明を求めます。篠崎管理者。

(篠崎管理者 登壇)

○篠崎管理者 それでは、議案第7号から議案第12号までの提案理由を説明いたします。

まず、議案第7号宇部・山陽小野田消防組合職員の定年等に関する条例中一部改正の件についてです。

これは、地方公務員法の一部を改正する法律の施行等を踏まえ、職員の定年を引き上げるほか、所要の整備を行うものです。施行日は令和5年4月1日ですが、情報提供・意思確認制度に関する改正規定は公布の日から施行となります。

次に、議案第8号宇部・山陽小野田消防組合消防職員定数条例中一部改正の件についてです。

これは、地方公務員法の一部を改正する法律の施行等を踏まえ、職員の定年を引き上げることに伴い、令和5年4月1日以降、段階的に職員の定年が引き上げられますが、定年延長職員も条例定数に含まれることから、消防力の維持を目的とした現場要員の確保のため、条例定数の引き上げを行うものです。施行日は令和5年4月1日となります。

次に、議案第9号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件についてです。

これは、地方公務員法の一部を改正する法律の施行等を踏まえ、職員の定年を引き上げることについて関係条例の整備を行うものです。改正する条例は、「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」、「宇部・山陽小野田消防組合職員の懲戒の方法及び効果に関する条例」、「宇部・山陽小野田消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」、「宇部・山陽小野田消防組合職員の育児休業等に関する条例」、「宇部・山陽小野田消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条例」であり、廃止する条例は「宇部・山陽小野田消防組合職員の再任用に関する条例」となります。施行日は、いずれも令和5年4月1日となります。

次に、議案第10号宇部・山陽小野田消防組合職員の分限の方法及び効果に関する条例中一部改正の件についてです。

これは、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を引き上げるための規定を整備するとともに、その他所要の整備を行うもので、管理監督職勤務上限年齢（60歳）に達した職員の給料

月額7割措置について本条例で降給事由として位置づけ、また、対象者へ給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものです。施行日は、令和5年4月1日ですが、引用条文の修正に関する改正規定は、公布の日から施行となります。

次に、議案第11号宇部・山陽小野田消防組合職員の給与に関する条例中一部改正の件についてです。

これは、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を引き上げるための規定を整備するとともに、一般職の国家公務員の給与改定を踏まえて所要の整備を行うものです。施行日は、令和5年4月1日となります。

次に、議案第12号宇部・山陽小野田消防組合職員の退職手当に関する条例中一部改正の件についてです。

これは、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を引き上げるための規定を整備するとともに、その他所要の整備を行うものです。施行日は、令和5年4月1日ですが、非常勤職員の退職手当の支給に関する改正規定は、公布の日から施行となります。

以上で説明を終わります。

○笠井議長 以上で管理者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。議案第7号から第12号までを一括議題とします。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、表決に入ります。まず、議案第7号宇部・山陽小野田消防組合職員の定年等に関する条例中一部改正の件を議題とします。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○笠井議長 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号宇部・山陽小野田消防組合消防職員定数条例中一部改正の件を議題とします。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○笠井議長 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条

例制定の件を議題とします。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○笠井議長 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号字部・山陽小野田消防組合職員の分限の手續及び効果に関する条例中一部改正の件を議題とします。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○笠井議長 起立全員であります。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号字部・山陽小野田消防組合職員の給与に関する条例中一部改正の件を議題とします。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○笠井議長 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号字部・山陽小野田消防組合職員の退職手当に関する条例中一部改正の件を議題とします。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○笠井議長 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第13号から第15号までについて

○笠井議長 日程第9、議案第13号から第15号までを一括議題とします。

本件に関し、管理者から提案理由の説明を求めます。篠崎管理者。

(篠崎管理者 登壇)

○篠崎管理者 それでは、議案第13号から議案第15号までの提案理由を説明いたします。

まず、議案第13号宇部市公平委員会の共同設置の廃止に関する協議についてです。

これは、現在、宇部・山陽小野田消防組合と共同設置している公平委員会事務について、令和5年4月1日から山口県市町総合事務組合の共同処理に加入することに伴い、令和5年3月31日をもって共同設置を廃止することに関して、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、宇部市と協議して定めることについて、組合議会の議決を求めるものです。

次に、議案第14号宇部・山陽小野田消防組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例中一部改正の件についてです。

これは、令和5年4月1日から山口県市町総合事務組合が共同処理する公平委員会事務の構成団体に加入することにあわせ、共同設置している宇部市公平委員会を廃止することに伴い、所要の整備を行うものです。施行日は令和5年4月1日となります。

次に、議案第15号宇部・山陽小野田消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例中一部改正の件についてです。

これは、地方公務員法の一部を改正する法律の施行等を踏まえ、職員の定年を引き上げるための規定を整備するとともに、共同設置している宇部市公平委員会を廃止することについて、所要の整備を行うものです。施行日は令和5年4月1日となります。

以上で説明を終わります。

○笠井議長 以上で管理者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。議案第13号から第15号までを一括議題とします。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、表決に入ります。まず、議案第13号宇部市公平委員会の共同設置の廃止に関する協議についてを議題とします。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○笠井議長 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号宇部・山陽小野田消防組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例中一部改正の件を議題とします。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求

めます。

(賛成者起立)

○笠井議長 起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号宇部・山陽小野田消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例中一部改正の件を議題とします。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○笠井議長 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第16号から第17号までについて

○笠井議長 次に、日程第10、議案第16号から第17号までを一括議題とします。

本件に関し、管理者から提案理由の説明を求めます。篠崎管理者。

(篠崎管理者 登壇)

○篠崎管理者 それでは、議案第16号から議案第17号までの提案理由を説明いたします。

まず、議案第16号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてです。

これは、周陽環境整備組合の解散に伴い令和5年3月31日限り山口県市町総合事務組合から周陽環境整備組合を脱退させるため、また、山口県市町総合事務組合規約第3条第8号に規定する事務を共同処理する団体に宇部市、萩市及び宇部・山陽小野田消防組合を加え、同条第11号に規定する事務を共同処理する団体に萩市を加えることに伴い、山口県市町総合事務組合の規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、加入団体の議会の議決が必要となるものです。

なお、本消防組合が加入する公平委員会事務の共同処理に関する事務については、その事務の専門性から構成市である宇部市と足並みを揃え加入するものです。

次に、議案第17号山口県市町総合事務組合の財産処分についてです。

これは、山口県市町総合事務組合の退職手当支給事務を共同処理する団体から周陽環境整備組合が脱退することに伴い、これまで、周陽環境整備組合が山口県市町総合事務組合に納付した負担金の額と当該組合の職員に支給した退職手当の額等を整理し、その差額を周陽環境整備組合へ帰属させることについて、地方自治法第290条の規定により、本消防組合議会の議決を求めるものです。

以上で説明を終わります。

○笠井議長 以上で管理者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。議案第16号から第17号までを一括議題とします。質疑はありま

せんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、表決に入ります。まず、議案第16号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてを議題とします。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第16号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○笠井議長 起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号山口県市町総合事務組合の財産処分についてを議題とします。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第17号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○笠井議長 起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第18号について

○笠井議長 次に、日程第11、議案第18号宇部・山陽小野田消防組合消防本部及び消防署設置条例中一部改正の件を議題とします。

本件に関し、管理者から提案理由の説明を求めます。篠崎管理者。

(篠崎管理者 登壇)

○篠崎管理者 それでは、議案第18号宇部・山陽小野田消防組合消防本部及び消防署設置条例中一部改正の件について、提案理由を説明します。

これは、令和4年3月に山陽小野田市の津布田小学校が閉校となり埴生小学校と統合となったことにより、消防署の管轄区域を現状に併せ見直すものです。施行日は公布の日からとなります。以上で説明を終わります。

○笠井議長 以上で管理者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて質疑を終結いたします。

これより討論・表決に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第18号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○笠井議長 起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第12 報告第1号から第2号までについて

○笠井議長 次に、日程第12、報告第1号から第2号までを一括議題とします。

本件に関し、管理者から提案理由の説明を求めます。篠崎管理者。

○篠崎管理者 報告第1号から報告第2号につきましては、議会を招集することが困難であったため、地方自治法第179条第1項の規定により管理者の専決処分としましたので、地方自治法第179条第3項の規定によって、これを報告し承認を求めるものです。

まず、報告第1号専決処分を報告し承認を求める件（令和4年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計補正予算（第4回））についてです。

この度の補正は、宇部・山陽小野田消防組合職員の給与に関する条例の一部改正及び燃料価格の高騰等に伴う光熱費の支出によるもので、補正予算書1ページ、第1条のとおり歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,212万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億882万4,000円としたものです。

歳出については、8ページのとおり総務費を1万7,000円、消防費を3,210万5,000円追加しますが、その内訳は9ページのとおり総務費は負担金補助及び交付金を1万7,000円追加し、消防費は給料を628万円、職員手当等を1,329万円、共済費を404万9,000円、需用費を848万6,000円それぞれ追加したものです。

歳入については、6ページのとおり分担金を3,172万3,000円、負担金を39万9,000円追加しますが、その内訳は7ページのとおり、分担金は消防組合費分担金で、宇部市分担金が2,113万4,000円、山陽小野田市分担金が1,058万9,000円です。負担金は、消防費負担金で職員派遣給与費負担金が39万9,000円です。

なお、参考として10ページに給与費明細書を添付しております。

次に、報告第2号専決処分を報告し、承認を求める件（宇部・山陽小野田消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第5号））についてです。

これは、令和4年の人事院勧告により、一般職の国家公務員の給与改定を踏まえ、民間給与との較差を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げ、また、令和4年度の勤勉手当については民間の支給状況を踏まえ、令和4年12月期の勤勉手当の支給割合を1.05月とするものです。

また、再任用職員の勤勉手当の支給割合については、0.5月分引き上げるものです。

なお、施行日は令和4年12月20日ですが、勤勉手当に関する規定は令和4年12月1日か

ら適用となっており、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げについては令和4年4月1日からの適用となっております。

以上で説明を終わります。

○**笠井議長** 以上で管理者の提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。報告第1号から第2号までを一括議題とします。質疑はありませんか。藤井議員。

○**藤井議員** 内容については必要なものだというふうに認めましたが、専決処分とした理由について議会を招集する暇がなかったと説明されましたが、この12月20日というのが限界というか、そこまでしか日程的にダメだったのか、議会を1時間でも2時間でも時間をとって集まってくれというふうに招集できたのではないかと思います。12月20日は宇部市議会という最終日ですので、例えば、午後3時とか午後4時とかに招集することに応えられたのではないかと思います。この12月20日に専決処分するという事になった理由、日程的な理由とはどのくらいあったのか答えていただきたいと思います。

○**内田次長** ただ今の、臨時会を開催して議案として提出するべきでないかという御質問だと思います。

確かに、議会のほうにお諮りをして、きちんとした形で、可決をいただくのが筋ではございますが、ちょうど、12月20日が宇部市の定例会の最終日ということもございまして、この日から議会を準備する期間を遡って計算すると、いつ議会を開催するかという確定日、それから議員の皆さんの都合等々を整理する暇がないと判断しまして、皆さんのほうに事前に御説明をしたつもりではございますけど、このような形で専決処分をさせていただいた次第でございます。

○**藤井議員** 意見等要望しますが、議員ですから招集されれば何としても出席をして、ちゃんと責任を果たしていきたいと思っています。専決処分となると、どうしても事後承諾となって、なかなか議案の審議や、そこで必要であれば修正とかの提案もできなくなってしまいますので、是非、議員としての責任を果たせるように、今後は専決処分ではなく、臨時議会を招集するという努力をして、是非、審議をさせていただきたいということを強く要望します。

○**笠井議長** ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**笠井議長** ないようであります。これにて質疑を終結いたします。

これより、討論、表決に入ります。まず、報告第1号専決処分を報告し、承認を求める件(令和4年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計補正予算(第4回))を議題とします。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**笠井議長** ないようであります。これにて討論を終結いたします。

これより、採決いたします。報告第1号は、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○笠井議長 起立全員であります。よって、報告第1号は承認することに決定しました。

次に、報告第2号専決処分を報告し、承認を求める件(宇部・山陽小野田消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年条例第5号))を議題とします。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。報告第2号は、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○笠井議長 起立全員であります。よって、報告第2号は承認することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

○笠井議長 これにて令和5年2月(第1回)宇部・山陽小野田消防組合議会定例会を閉会いたします。

—————午前11時30分閉会—————

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年2月17日

議 長 笠 井 泰 孝

署 名 議 員 岩 村 誠

署 名 議 員 兼 広 三 朗